



岡義博法律事務所報 第1号

高松市丸の内10番地1 大和生命ビル4階

TEL (0878) 21-1300

FAX (0878) 21-1833

発刊のご挨拶

所長 弁護士 岡 義博

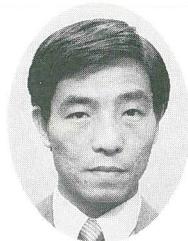
この度、事務所報を発刊することになりました。従来、弁護士の仕事は「士」(サムライ)であって、宣伝すべきものでもなく、依頼の勧誘をすべきものでもないと考えられてきました。

確かに、過剰な宣伝や依頼の勧誘は避けるべきことと思われます。しかし、世の中が複雑になるにつれて、これを規制する法律が増え、社会に法律によって縛られる分野がふえ続けています。このような世の中にあっては、弁護士の仕事も一種のサービス(リーガルサービス)としてとらえられるようになってくるでしょう。アメリカにおいては、リーガルサービスが過剰となり過当な依頼の勧誘が行われているようです。このような事態は避けるべきですが、日本においては、一般国民は法律に対する馴染みが薄く、むしろ法律を避けて通りたがっている傾向にあります。これも逆に困った事態と思われます。法律はこわいものではなく、我々の社会生活を良くするためのものだということをもっと知りたいと思います。

この事務所報を発刊するねらいの1つはこの点にあります。法律を身近なものにするため、法律のシリーズを掲載して、皆さんに法律に親しんでいただこうと思います。

また、弁護士の業務というものが一般の人には馴染みが薄く、近寄り難いとのイメージがあります。しかし、実際には、決して敷居の高い所でもなく、費用も決して高いものではありません。そこで、弁護士の業務についても親しみの持てるものにするため、弁護士事務所の活動についても掲載していきたいと考えています。

当初は季刊にしたいと考えていましたが、大会社で人員に余裕があるわけでもないので、季刊にすると負担が大きすぎると思われます。そこで、当面は年2回を目標とします。途中でつぶれることなく発刊を続けられるよう努力しますので、宜しく御声援下さい。



法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス(Themis … ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します)を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

身近な法律ということで、とりあえず離婚について考えていきたいと思います。

離婚にあたってまず考えるべきことは、離婚すべきかどうかということです。これはあたり前のことのようですが、離婚した方が幸福になる人と多少辛くとも辛抱した方が幸福になる人の2通りあると思われます。そこで、まず離婚すべきかどうか熟慮すべきことになります。

熟慮の結果、離婚しかないとなれば、ここから法律の出番です。まず、当事者間で離婚の話し合いが出来れば、これは簡単です。役所に離婚届を提出すればよいわけです。この時、未成年の子がいれば、その親権者を決める必要があります。この時に子供の取り合いになり、協議離婚が調わないことが多いようです。

当事者間で話し合いがつかないとなると、裁判所の出番となります。家庭裁判所の調停というものです。離婚したい人は、まず調停の申立をしなければならないことになっています。調停で話がつかなければ普通の裁判になるわけです。調停の申立をすると家裁が相手方を呼び出してくれます。そして調停の日に、それぞれの言い分を調停委員が聞いてく

れます。調停委員は人生経験の豊富な人が選ばれておりその話は説得力があるので、離婚とは逆の方向で、仲直りしてしまうこともあります。もちろん離婚の方向で話を進めてくれることもあります。離婚したくないと言っている当事者を説得してくれるわけです。その結果、両者が離婚に合意すれば調停離婚が成立ということになります。

調停離婚が成立しない場合、いよいよ普通の裁判になります。この場合は法律の定めた離婚原因がなければ離婚できません。離婚原因は不貞行為（浮気）、悪意の遺棄（家庭を捨てていなくなること）などです。これに類することが離婚原因になります。暴力は離婚原因になります。その他、性格の不一致が離婚原因になることもあります。近時はわりと広く離婚原因を認める傾向にあるようです。

離婚の裁判も裁判の一環ですから、証拠にてて離婚原因を証明する必要があります。

こうなると素人には難しいことになり、弁護士の出番となるわけです。証明といつても客観的に明らかな証拠があるわけではありませんから（特に浮気のような場合）当事者の証言が証拠として重視される傾向があります。これも証拠になるわけです。（以下、次号）

身近な法律シリーズ(1)

離婚(1)

事務所不思議発見（嘱託）

事務局 T・I

法律事務所の事務員になって5年目になります。今でも裁判所の手続の多さ、専門用語の難しさに四苦八苦している毎日です。

そんな中で、私が事務所に入って間もない頃、それも1人で居る時に裁判所から「ショクタクが届きましたので…」という連絡が入ったのです。「ショクタクですか」と聞き返したのですが、理解できないまま電話は切れてしまい、私の頭の中は「食卓」でいっぱいになりました。なぜ裁判所に「食卓」が届くのだろう。疑問？しかし、裁判所に食卓というのはどうしても結び付かず、他の意味があると思い辞書をひいてみると「嘱託・頼むこと、業務を委嘱すること」と書いてあります

た。理解できない。そのはずです。嘱託の前に「送付」という言葉がつき、「送付嘱託が届きました」ということだったのです。これは裁判所に別の所から書類を取り寄せてもらうことなのですが、送付と嘱託が私の頭の中で「送付嘱託」となったのは、裁判所からの連絡後しばらくしてからでした。



事務所報誕生秘話

弁護士 岡 義 博

近時、法律事務所においても事務所報を発行している所がある。形も内容も様々であるが、弁護士の仕事を外部の人に知ってもらう良い機会だと思う。

それほど良い事なら当事務所においても発行しようではないかという話が出たのが4月。具体的にやろうという話になるのに更に2ヶ月かかった。6月になってやっと大まかなイメージが出来あがる。大きさはB5版、ページ数は4ページ、色は黒とライトブルーの2色、横書き等々が決まった。

ところが肝心の表題が決まらない。色々と名前を挙げていくがどれもピンとこない。そのうち事務局のI 谷さんが「テミス（法律の女神）」のことを思いついた。他にアイデアのない我々は一も二もなく大賛成である。遂に表題も決まった。あとは原稿を書くだけである。

表紙のページは所長である私の受け持ち。2ページ目は法律事務所報らしく法律問題に

についての記事にすべしとのことで、これも私の受け持ち。3ページ目は外部の人に記事を依頼しようということになったが、創刊号から依頼するわけにいかず、今回はとりあえずこれも私の受け持ち。2ページ3ページの下3分の1を事務局員が執筆ということになる。4ページ目は軽らかい記事、例えば旅行記などが良いだろうということになり、これも私の受け持ち。結局私が4分の3書くはめになってしまった。何という不公平な割り振りであろうか。次号からは3ページ目は他の人に書いてもらおう。

原稿の〆切は8月20日としたが、予想通り誰も書いてなかったので、当然のごとく〆切は10日延びた。今度は皆さんちゃんと書いたのはエライ。私1人が書いていなかったのである。しかし、私も責任者。その後数日間で見事4本の原稿を書きあげたのである。そして、無事に創刊号は発刊されたのであった（題名ほどの内容がないをお許し下さい）。

高松ウォッキング

事務局 E・O

法律を通じ、人様の役に立ちたいという所長の理念の元、日々の事務をとっています。

始めての事務所報発刊にあたり、文才の無い私は、考えた末「高松ウォッキング」というコーナーを設けてもらうことにいたしました。どうぞお付き合い下さい。

さて、先日丸の内にある料理屋さんへ昼食に行きました。ここの天ぷら定食カリッとあがっていてコーヒー付きでそこそこの値段。私のお気に入りなんです。豊のせいもあってか、友人とひとしきりお喋べりをして・・・おいしい店の御紹介ではないので話を先に進めますが、レジの前に次のような額がかかっていたのです。

夢

- 1、夢のある者は希望がある
- 1、希望のある者は目標がある
- 1、目標のある者は計画がある
- 1、計画のある者は行動がある
- 1、行動のある者は実績がある
- 1、実績のある者は反省がある
- 1、反省のある者は進歩がある
- 1、進歩のある者には夢がある

「よーし！ 昼からも頑張っていこう」と思つたことでした。でも食べすぎてシェイプアップはまだまだ遠い夢。

シルクロードの旅

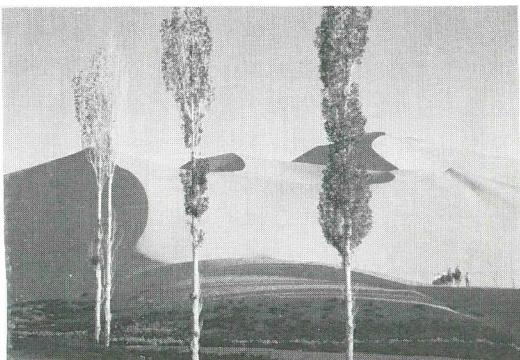
シルクロード。何と響きの良い言葉でしょう。それは我々の郷愁をさそい、懐かしい思いを我々に与えてくれます。

2年前、そのシルクロードを旅した。11日間の旅であったが、古の旅人の思いの一端を経験することができた。

高松から知り合いの弁護士2人とツアーに参加した。2人ともシルクロードに対する入れこみようは大変なもので、知識も大層豊富なのに驚かされた。

ツアーは大阪発だが、初めて会った人ばかりである。中には数回シルクロードを訪れているという人もいる。皆さん大変熱が入っている様子です。

行程は上海に入り、以下、蘭州—敦煌—トルファン—ウルムチ—上海というものである。



有名な敦煌の莫高窟も2日間見る機会を得た。遠い過去の仏教文化の香りが漂つており一見の価値はある。

しかし、旅の楽しみは何といっても、人のふれ合いであったり、ハブニングである。広い中国のことゆえ、移動に飛行機を使うことも多い。途中、飛行機に乗るのに人間と荷物と一緒に積むことが出来ず、荷物だけ後の便になった。これが荷物との生き別れの始まりで、我々の行く所へどうしても荷物が追いついてこない。とうとう3日間荷物がないまま移動が続いた。持っているものといえば、お金やカメラやパスポートといったものだけで、パンツ1つない。乾燥している所だから、夜パンツを洗い干しておくと朝には十分乾いている。しかし、御婦人は困っただろうと思われる。

パンツなしの生活は不便なのでとうとう敦煌の街でパンツを買うことにした。街中の衣料品店に行ったがもちろん言葉はわからない。しかし、身ぶり手ぶりで何とかパンツのある所まで行きつく。仲々シャレたパンツ（青の柄もののトランクス）があったので、それを買おうとしたがどうしても売ってくれない。長いやりとりの末やっと理解できたが、それは女性もののパンツだったのである。形はどう見ても男ものである。しかし、それが女性ものだという。仕方がないので気に入らない柄だが男ものを買った。形は女性ものとはほとんど変わらない。どう違うのかよくわからない。前の部分は両方とも開いていない。このパンツには1回お世話になったが、前が開いていないのでその後は荷物の片隅に追いやられることになった。現在では我が家タンスで眠っている。

このほか、トルファンからウルムチへ移動する24時間の列車に乗った折、予約しているはずの寝台がなかったハブニングもあった。添乗員が走り回って少しづつ寝台を確保してきたが、どうも金を渡して買収してきたようである。我々は満員の列車の中で24時間立ちっぱなししかと不安に思ったが、中国の人は親切で席をつめてくれた。筆談の楽しい語らいを1時間ほどしているうちに、私の寝台も確保され、親切な皆さんとはお別れとなった。

(Y.O.)

* 編集後記 *

慣れない仕事というものは疲れるものです。事務所報の原稿を書きあげて、やれ終りと思ったら、まだまだ仕事がありました。レイア

ウトにも時間がかかるものだということが良くわかりました。配色も難しいものです。今後、素人なりに頑張り、読みやすく楽しいものにしてゆきますので、乞う御期待。(0)